

葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）

葛飾区学校適正規模等検討委員会



区公式ホームページから全文をご覧いただけます。

1 章

方針の策定について

葛飾区では、子どもたちが知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となれるよう、「知・徳・体」の総合的な力である「人間力」の育成に向けた教育を推進しています。学校では、単に教科等の知識を習得するだけではなく、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。

こうした教育環境を充実するためには、一定規模の児童・生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性等バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。そのためには、一定の学校規模を確保することが重要であり、更なる教育環境の充実を図ることを目的として、「葛飾区学校適正規模等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定しました。

1 国の動向

法令上、学校規模は小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされています。文部科学省は25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図ること、さらに、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を検討することを各自治体に促しています。

2 葛飾区の将来人口

近年、全国的に少子化による人口減少が進展しており、葛飾区においても将来的な人口減少が見込まれています。葛飾区基本計画における将来人口推計によると、年少人口（15歳未満）は2060年には約4.3万人と、2022年比で約18%、約0.9万人が減少すると推計しています。

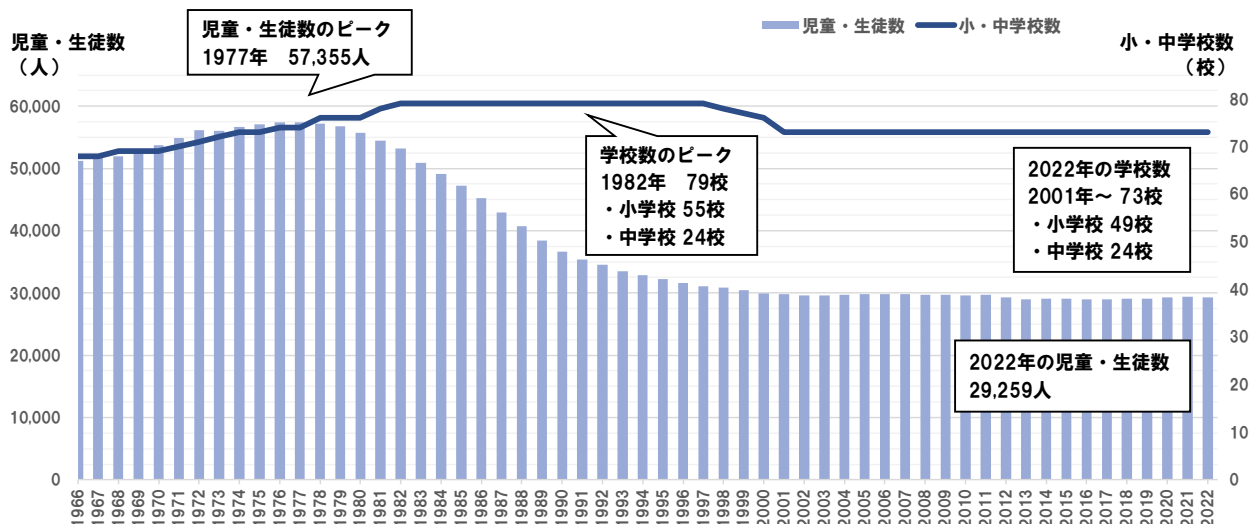
2 章

小・中学校を取り巻く状況

児童・生徒数は減少傾向にあり、区立小・中学校の小規模化が進行しています。ピーク時と2022年を比較して、児童・生徒数は約49%減少していますが、学校数は約8%の減となっています。

今後、少子化の進展に伴い、より一層、学校の小規模化が進んでいく可能性があります。

学校数と児童・生徒数の推移



近年、義務教育課程に求められる教育内容は多岐に渡っており、様々な制度改正が行われてきました。こうした時代の流れに対応していくためにも、小学校と中学校それぞれの学校教育環境の充実を図っていく必要があります。

35人学級の完全実施

教科担任制の導入

英語教育の教科化

部活動指導の地域移行

ICT教育の推進

1 区立小・中学校の施設

小学校の約8割、中学校の約6割が建築から50年以上経過するなど、全体的に施設の老朽化が進んでいます。今後も多くの学校施設が建て替えの時期を迎える中、適正規模を考慮しつつ計画的な建て替えを進める必要があります。

2 街づくりの進展

市街地再開発事業など街づくりの進展に伴い、急激な児童・生徒数の変動に対応できるように、将来の児童・生徒数の状況を見据え、校舎の増改築などを視野に入れながら、学校の適正規模の確保に向けた取組を進める必要があります。

3

章

葛飾区における学校適正規模等の考え方

1 学級編成

- 学級数や児童・生徒数が少ないと、児童・生徒が多様な意見や価値観に触れる機会や、新たな人間関係を構築する力を身に付ける機会が減少し、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなる懸念されます。
- 人間関係が固定化し、単学級の場合、クラス替えができないことから、更なる人間関係の硬直化が懸念されます。また、人間関係に配慮した学級編成ができず、児童・生徒の意欲が低下する可能性があります。
- 人間関係に課題がある児童・生徒同士をクラス替えにより環境を変えることにより、効果的に指導を行うことができます。

2 教育活動

- 運動会や文化祭などの全体行事において、児童・生徒同士が競い合い、切磋琢磨する場面が減少し、十分な教育効果が得られない可能性があります。
- 学級の人数が少ないと体育科の球技やリレー、音楽科の合唱・合奏など集団学習の実施に制約が生じる可能性があります。
- チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導などの指導方法をとることが難しくなることにより、児童・生徒が多様な教育を受ける機会が減少する可能性があります。

3 教職員配置

- 1学年に複数の担任がいれば、経験年数、専門性等バランスの取れた教職員の配置が可能となり、力量のある教職員がリードすることにより、教職員の指導技術をより充実させることができます。
- 単学級では担任の判断で学年経営を行うことになり、担任の力量に左右されるため、経験の浅い教職員は厳しい立場に置かれてしまうことがあります。

1 教育活動

- 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、学年としてのまとまりが希薄化する場合があります。
- 運動会や発表会などの学校行事において、児童・生徒一人当たりの参加種目が制限され、一人一人が活躍する機会が少なくなる場合があります。
- 数学や英語の少人数授業を実施するための教室不足や、理科の実験や家庭科の実習など特別教室の利用調整が難しくなる場合があります。
- 全校児童・生徒が体育館に入り切れなくなることや、校庭の活動スペースが足りなくなることにより、全校集会や卒業式など学校行事における一体的な集団活動の効果が低下する場合があります。

2 学校運営

- 1学年当たりの担任が多すぎると、学年会において教職員が十分な共通理解を図るために多くの時間を要するなど、組織運営の負担が大きくなる傾向があります。
- 修学旅行や遠足などで外部施設に行く際、人数制限により施設の利用や児童・生徒の体験が限定され、教育活動の展開に支障が生じる場合があります。
- 学校行事や昼の休憩時間など多くの児童・生徒が活動する場面において、教職員の目が行き届きにくいなど、校内の安全確保に課題が生じる場合があります。

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境の充実を第一に考え、全ての児童・生徒がいきいきと学校生活を送り、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境を維持するためには、各学年に複数の学級を確保することが重要です。

適正な学級数を確保することにより、経験年数や専門性等バランスのとれた教職員配置を行い、学校全体の組織的な対応や、児童・生徒の多面的な評価が可能となります。将来にわたり安定的に学校運営を行うことができるよう、小・中学校の適正規模を以下のとおりとします。

1 小学校の適正規模

学級数：12学級以上18学級以下とします。将来人口が減少傾向にあり少子化が進む中、12学級であっても年度により単学級が生じる可能性があることから、18学級（各学年3学級）を望ましい規模とします。

児童数：318人(12学級平均児童数)から528人(18学級平均児童数)の範囲

※学級数は、各学年の人数により決まります。（例：35人までは1学級、36～70人までは2学級）

※平均児童・生徒数は、適正規模における児童・生徒の最小数と最大数の中間値となります。

12学級の小学校：最小児童数 1学年当たり児童数36人×6学年＝216人

(35人学級) 最大児童数 1学年当たり児童数70人×6学年＝420人

中間値 1学年当たり児童数53人×6学年＝318人（12学級平均児童数）

2 中学校の適正規模

学級数：12学級以上18学級以下とします。各学年に複数の学級を確保する観点や、人口減少の中にあっても地域にバランス良く学校を配置するため、9学級以上11学級以下についても許容範囲とします。

生徒数：403人(12学級平均生徒数)から633人(18学級平均生徒数)の範囲

3 要検討基準

児童・生徒数の減少または増加による教育環境の悪化や教育課題の顕在化が不可避であると見込まれる場合には、時間的な余裕を持って検討を始めることが有用と考えられます。

今後は、継続して児童・生徒数の将来推計を行うとともに、要検討基準に沿って、学校の適正規模に向けての取組を検討していくことが重要です。

	学級数	要検討基準	対応策
小学校	6学級以下	平均児童数（120人）未満	早急に適正規模に向けての取組に着手
		①平均児童数（120人）以上 かつ ②児童数の増加が当面見込まれない場合	適正規模に向けての取組に着手
	7～11学級	単学級が1年生を含め複数年連続している場合	適正規模に向けての取組を検討
		2学級の学年で平均児童数を下回る場合	児童数の推移を注視し、適正規模に向けての取組を検討
19学級以上	①平均児童数を上回る場合 かつ ②現学校敷地での対応が困難な場合	適正規模に向けての取組を検討	
中学校	8学級以下	①平均生徒数を下回る場合 かつ ②単学級が生じる可能性がある場合	適正規模に向けての取組に着手
	19学級以上	①平均生徒数を上回る場合 かつ ②現学校敷地での対応が困難な場合	適正規模に向けての取組を検討

将来的に学校の小規模化が進行すると見込まれる場合や、街づくりの進展などに伴い学校の大規模化が見込まれる場合は、児童・生徒数の推計を分析し、次のとおり対応を検討していく必要があります。

1 学校統合

適正規模を下回り、将来的に児童・生徒数の減少が不可避であると見込まれる場合は、近隣の学校との統合により、小規模化の解消を図る必要があります。統合校に児童・生徒を受け入れる環境を整備するためには、学校改築や長寿命化工事の時期に合わせて適正規模を実現し、教育環境の充実を図ることが望ましいと考えられます。

学校統合を実施する際には、児童・生徒が環境変化に対応できるよう、統合前に統合予定校の児童・生徒同士の交流を行う、学習や生活に関するルール、指導方針・基準等について統合対象校間で調整することも重要です。

2 通学区域の見直し

小規模校の通学区域を拡大し、近隣校の児童・生徒を編入する方法については、隣接校で児童・生徒数が適正規模を上回るなどの状況にあり、かつ、両校が統合した場合の学校が適正規模を大きく上回ってしまう場合などに検討します。

1 通学区域の見直し

大規模集合住宅への転入により、入居開始時点で児童・生徒数が増加しますが、10数年経過すると減少に転じる傾向も見受けられます。通学区域の境界が大規模集合住宅に近接している場合は、小規模校を解消し、学校規模を平準化する契機と捉え、通学区域を変更することも検討します。

2 校舎の増築

児童・生徒数の増加が見込まれ、通学区域の変更だけでは対応できない場合は、改築のタイミングにあわせて既存校舎よりも教室数の多い校舎を整備することも検討します。

1 地域とともにある学校づくり

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合によって新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります。

これらの検討を行うために、適切な協議・調整体制を整備し、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じることが望ましいものと考えられます。

2 通学路の安全確保

児童・生徒の通学路の変更が見込まれることから、交通事故や不審者による犯罪の防止等のための取組を行う必要があります。

通学路の安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底するとともに、スクールゾーンの再設定やカーブミラー、横断歩道、防犯カメラについても整備を行うことが考えられます。

3 通学距離

国は通学距離について、小学校で概ね4 km以内、中学校で概ね6 km以内としています。それ以外の明確な基準はありません。適正配置を検討する場合には、現状の通学距離を考慮しながら、児童・生徒にとって通学が過度な負担とならないように留意する必要があります。



概要版 葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）

令和5年2月発行

発行 葛飾区学校適正規模等検討委員会

編集 葛飾区教育委員会事務局 学校環境整備担当課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

☎03-3695-1111（代表） <https://www.city.katsushika.lg.jp/>